

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第三章 主要な争議

第一二節 松崎製糸の争議

争議まで

埼玉県熊谷市にある松崎製糸(社長松崎朝治氏—自由党国会議員)は、従業員約一五〇名(内女子約一四〇名)の小企業である。女子労働者の平均年齢は一九才、賃金は女子平均日給一八七円で月額約四八〇〇円程度、これから税金が差引かれ、また食費約一四五〇円が引かれる。しかも女工さんの半数はこの平均額にも満たない。そしてこの賃金の六〇%を占める能率給は仕事の出来高によって決められ、種々な「賞」を設けて生産競争をやらされるのであるが、能率給全体の枠が定められていて、これを互に獲り合う仕組みになっており、能率に比例して賃金は上昇しない。その上このような賃金で労働時間は長く、規定された労働時間八時—五時の外、この前後に仕事の準備と後始末をさせられ、又昼休み時間もけずられ、一日一時間以上も無給の労働をさせられている状態である。こうして附近の同じ中小製糸工場でも松崎製糸の労働条件はとくに悪く、土地の娘は近くの片倉製糸へ行くため松崎製糸の通勤者はほとんどなく、女工の供給源は群馬、信越地方の農村にある。そしてこれら女工さんが会社へ送られるのも又不用になって家庭へ帰されるのも、万事会社と父兄との黙契によって行われているのであって、このような事情こそ、中小製糸の経営の基盤であり、それが労働条件の低さをもたらしているのである。後に述べるように、松崎製糸の争議の直接の原因となったものは、組合による退職金制度確立の要求であるが、根本的には従来のあいまい極まる状態を打破し、近代的な雇用関係を打立て、働く者の権利を守ろうとする労働者の闘いであったといえる。そしてこうした松崎製糸労働者の要求は、全国蚕糸労働組合連合会による中小企業における退職金制度闘争のモデルケースとしての意義をもっていた。従って争議発生以来、これに対して会社側は、もしこの争議に敗れば県下の中小製糸全体に退職金制度が布かれ、苦況の経営を一層苦しくすると一步も譲れぬ態度を示し、これを埼玉県蚕糸協会、全国蚕糸協会、さらに日経連が積極的に援助したのであって、こうしたことから、次に述べる松崎製糸の争議が決して一地方都市における中小製糸の争議として片づけられぬ意義をもっていたことが理解されるであろう。

争議の経過

退職金制度確立の要求は一九五二年以来のことであった。松崎製糸の労働協約には退職金規定を設けることが明記されていながら今もって実現されておらず、組合はこの要求案を作成して、五二年七月会社に提出、団交を申入れるとともに、上部団体(全国蚕糸労働組合連合会、埼玉県蚕糸労働組合連合会)の交渉参加を申入れた。退職金規定の内容は大体次の通りである。

受給資格者—原則として勤続二年以上の従業員。但し死亡、負傷疾病、結婚などによる退職は勤続二年以内でも支給。

算出基礎額—退職時における次の賃金とし、工員については本給、能率給、追加給、精勤手当の合計

額の二六日分。

基準支給率—勤続年数一年—〇・六四、二年—一・三二、三年—二・一〇、四年—三・〇〇、五年—四・〇一、六年—五・一三、七年—六・三六、八年—七・七一、九年—九・一六、一〇年—一〇・七三。

これに対して会社側は、埼玉県内で退職金制度を備えた会社はないこと、上部団体の交渉参加は好ましくないことを理由に団交を拒否、この問題は一時立消えになってしまった。

次いで五三年に入り、七月全蚕労連定期大会における退職金制度確立の決議を経て、一〇月二一日松崎製糸労組は再びこの要求書を会社に提出、一〇月二八日の第一回団交で又もや上部団体交渉参加を巡って紛糾し、一十一月一一日の第二次団交で会社側はこれをはっきりと拒否した。組合は一〇日の臨時大会の方針通り、一二日これを不当労働行為として地労委へ提訴し、一三日から実働八時間の遵法闘争に突入、一七日まで続けられた。会社側はこれに対し中根組合長の機械係から蛹の処理場への配置転換を命じ、組合幹部三名の解雇を通告するとともに、社長の指令で全従業員を招集、組合の行為は不当であり第二組合を作れと呼びかけ、以後、三名の組合役員(いずれも主任級)を裏切らせて積極的に組合の切崩しを始めた。解雇通告を受けた三名の組合幹部は、以前会社に対し個人的に賃上げ要求をし容れられなかったため辞表を提出、これが今迄保留されていたものである。その後この三名は会社側に懐柔されて工場次長宅に潜伏、スト中現われて会社の組合切崩しに協力した。その後会社は組合の交渉申入れを全く無視して組合切崩しに専念し、一方組合においては解雇通告を受けた幹部三名をはじめ、組合役員は相ついで辞表を提出し、組合執行部は中根組合長他一名という状態になった。このため組合は一七日で遵法闘争を打ち切り、一八日の大会で組合長も女工さんも泣きながら闘争態勢の解消、地労委提訴の取下げを決議せざるを得なかった。しかし中根組合長の配置転換と組合長から提案された執行部総辞職については圧倒的多数で反対、量後まで闘うよう激励した。以後これについて、全蚕労連代表も加わって会社と交渉が行われたが、会社は依然として組合切崩しと第二組合を作ることに懸命となり、団交など問題にできなかった。

こうした会社の態度に対して組合は二二日夕食の席上臨時大会を開いて断固闘うことを決意、二三日には熊谷中央公民館で組合員約一二〇名が参加して決起大会を開き再び闘争に入ることを宣言、中根委員長の配置転換反対、退職金制度、越年資金一・五ヵ月分を勝ち取れ、第二組合結成の野望粉碎、組合を裏切った前執行委員三名の除名を圧倒的賛成で決議し、委員長中根氏他組合執行部一八名(うち女子一七名)が選出され、若い女子を中心とする新執行部によって再び闘争を続けることになった。一方会社側は執行部を除名された三名を使って社内に新民主主義労働組合(第二組合)結成準備会のビラをはりめぐらし、就業中も会社のマイクを通じて第二組合工作を行わせ、又第一組合脱退届を印刷して女工さんに脱退をすすめ、さらに組合事務所の接收を通告して来た。しかし女工さんの団結は強く、又外部の労組、団体の激励援助も高まった。二五日組合は「全県下の労働者に松崎労組の闘争の実情を訴う」と題する次のようなビラを配布し、埼玉県下の労働者の協力を訴えた。

私達松崎製糸労働組合は未だに確立されてない退職金制度を作るため鋭意準備を進めて参りましたが、会社は交渉を上部団体である全蚕系労連、県蚕系労連に委任したことに同意せず、この団体交渉を拒否致しました。

組合は一十一月一二日会社側の措置が労組法第七条二号に該当する不当労働行為であるとして地方労働委員会に救済の申立てを行う一方、一三日より完全八時間労働の遵法闘争に入りましたが、会社はこれらの対抗策として組合長中根忠男の機械係より

蛹の処理場への配置転換と、副組合長中野忠幸、書記長水沢袈裟八、執行委員笠原保行の組合における中心的勢力を解雇する不当な行為を行って来るほか、職制の幹部を中心に組合の切り崩しにやっきとなり、ついに組合内から脱落者を生ぜしめて第二組合結成の悪質な行動を開始し、民主的な労働組合を破壊する事を敢えて行って参りました。

この間組合の主体制も非常に危険な状態になり会社の策謀に屈服するかにみえましたが、良識ある若い女子を中心とした組合員は一月一六日職制の監視の下で行われた大会であるにもかかわらず、現在の執行部を再編成して闘うことを反対者わずか第二組合結成の主謀者四名という圧倒的多数で組合の良識を守ることを決議しました。会社は大会で現執行部の総退陣を予想していただけに、意外なほど強固な女子組合員の団結に直面し、更に職制を中心として第二組合結成の策動を女子組合員個人個人に圧力をかけて働きかける非民主的な行動を起しております。

こういった情勢の中でありながらも女子組合員は敢然と組合のために立上っていますが、更に会社は第二組合の主謀者には工場内に掲示を認め、松崎労組には掲示板の使用を禁じ組合事務所の即日返還を要求する等、目に余る行為を平然と行っております。この間各労組の応援は連日続けられていますが場内の立ち入り禁止を強行しようとする会社側との間にコゼリ合いが生ずる等、争議の様相はますます熾烈化を加えております。

自由を愛し民主主義を限りなく愛する私達は、今行われつつあるこの闘いの勝利が明るい職場の建設と労働者の権利を守ることに重要な意義をもつものであることを痛感しております。しかしながら、年少の女子労働者を中心とした私達の組合ではともすれば行動力においても充分でない危険が潜在しております。今後、会社はあらゆる手を使って組合切り崩しに狂奔するでありましようが最後までがんばるつもりです。

今声を大にして全県下の労働者に私達の闘いを訴え不当な会社の行為に抗議を起して私達の闘争に援助して頂けるよう、切にお願い致します。

越えて一二月一〇日朝、突然会社は組合執行部の教婦(繰糸女工の指導係)三名に対して糸繰工への配置転換を通告、先に配置転換を命ぜられた中根組合長と教婦三名がこれを拒否するや、ろくに話合もせず退場を命じた。これに対して女工さん達は八時四五分職場を棄てて市内熊谷寺境内に集合、臨時大会を開いて遂に無期限ストを宣言し、地労委提訴と断固闘うことを決議した。ストに参加した女工さんは九九名、男子二名、会社内に残ったのは職場放棄の時間に遅れて会社側に阻止された者十数名及び第二組合に参加するとみられるもの合せて三十数名であった。そして裏切り幹部とこれらの人達によって第二組合「松崎製糸新民主労組」が結成された。

一二月二日早朝から組合は県蚕糸労連及び地区労から動員された労働者の援助を得て工場の周囲にピケを張り、労働歌を高唱し、第二組合が工場に立入り操業することを実力をもって排除し、会社に対して次のような無期限ストの通告を発した。これに対して会社側は工場閉鎖を組合に通告するとともに、工場正門と社長宅の前にバリケードを築いた。

(ストライキ通告書)

我々は退職金交渉の開始された一九五三年一〇月二八日より今日に到達する迄、一

切の努力を注いで事態の平和的急速なる解決を図ってきた。しかるに会社は、我々のかかる意図を悉く無視し、問題の解決を遷延し、組合の切崩しと第二組合結成を画策し、あまつさえ一二月、一月に至っては組合長中根忠男を始め教婦三名の配置転換を強行しようとしてきた。事態此に至って、我々は全く平和的解決の道をとざされた。

我々は労働組合の組織と団結を守り要求貫徹のため、本日以降無期限ストに入る事を通告する。

なお今後派生するであろう幾多の問題についてはその一切の責任が会社にあることを併せて申添える。

明けて三日、組合は市内高城神社において総決起大会を開き、応援団体の激励があつて、退職金交渉を即時再開せよ、年末一時金一・五カ月を断固獲得せよ、中根組合長と教婦三名の配置転換絶対反対、第二組合を粉碎せよ、工場閉鎖絶対反対の五項目を決議、折から降りだした冷雨をつき「暴力を振う松崎社長」、「選挙の時には一票を、退職金には工場閉鎖」などのプラカードを掲げた一〇〇〇名のデモ行進が行われた。デモ行進は正午会社前に至り、組合長は再三団交を申入れた。これに対して会社側は門をかたく閉めて返答を与えず、怒ったデモ隊は正門前のバリケードを破壊し門はこじ開けられたが、統制を保って突入することなく再び団交を申入れたが会社側はあくまで応ぜず、そのうち警察はデモの許可時間が過ぎたと解散を要請し、遂に一時過ぎ解散した。その後組合の要求によって寮居住の女工さん達は食事のため一時帰寮したところ、「社長以下各課長が、会社の呼びよせた組合員の父兄七、八名とともに寮に乗り込み、拒否する組合員に第一組合脱退届と第二組合加盟届を、本人の意志を無視して親が判をおしたり、無理に本人に判をおさせたり」(全蚕労連の歩み一第六輯)して、女工さん八名は会社側に軟禁され、そのため全組合員は工場を出、三日の晩はとり合えず市内紀之衛温泉に泊ることになった。この日会社は第二組合に次のようなビラを配らせて組合員の分裂をはかった。

(組合員の皆様へ一抜萃)

全蚕連の言うことは何も彼も正しいと思っている。それは左の一つ一つについてよく皆さんに考えてもらえば分ります。

「工場閉鎖を認めない」ということ、これは労調法第七條により経営者の争議権であるから絶対的なものである。

「暮には何んでも彼でもたんまり貰ってやる」と言っていますが、これは組合に対しては会社は絶対に一銭も出す意志はないと思うが、我々の方に来て貰った人に対しては我々の責任において貰ってあげます。

「新組合は御用組合である、御用組合であれば首切りその他に対して会社の言う通りになる、それが全蚕労連に入ればどこまでも戦ってやる、だから新組合に入っては駄目だ」と言っていますが新組合も決して御用組合でなく規約をみて貰えばわかりますが、みんなの意志で上級団体にも入りますし争議権も交渉権ももっております。その証拠にすぐ越年資金の要求に入りますし、退職金制度についても自主的な交渉に入ります。

……以上の事柄からして皆さんは良く考えて新組合に帰って来て下さい。今からでも決して遅くはありません。私達の責任において皆さんの越年資金も退職金も必ず貰ってみせます。

今日女工さん数名は私達の新組合に入り、何れもホッとした、悪夢からさめたと行って嬉し泣きに泣いています。皆さんも団結の名の下に嘘やいつわりに縛られることなく、早

く楽な自由な気持になりましょう。

一九五三年一月三日

新組合員一同

さらにこの日から始まった父兄を利用するの組合切崩し工作は次のような状態であった。

彼等の悪ラツなその手口をみると、まず父兄を会社に呼びよせるには一

「キュウヨウアリシキュウオイデコウ マツザキ」あるいは「ムスメニゲタスグオイデコウ」などの電報を会社より家庭に打ち、もし一回で来ない場合は何回も来るまでうつ。労務課長、その他会社の幹部が直接家庭訪問し呼び出す。職業安定所を通じて従業員を雇用したのを利用し、まず父兄を職安まで呼び出し、そこに会社の連中が出向いて会社への出頭を求める。主として一八才未満の年少労働者の父兄を対象とした。

かくして父兄が会社に姿をあらわすと一

この争議は、会社は名誉と財産をかけて徹底的に闘う覚悟をもっており、組合は宿屋で泊っているので経済的に破れる。幸い第二組合が出来て会社に協力してくれるが、貴方の娘さんは負ける方の第一組合に入っていると前おきして、

会社は来年早々自動繰糸機を設置するので、第一組合員の者は雇わない方針であるとまず父兄をおどし、争議は共産党が指導しており、宿舎では若い男女がザコネをしているので第一組合の女子はお嫁に貰い手がなくなると父兄の不安をさらにおおし、

組合は大勢人を集めて父兄を全然会わせないようにしているから、強引に中に入っていく、娘さんがいやがっても少し位痛い目にあわせても引きずり出して来なければ、貴方のためにも娘さんのためにもなりませんよ、とたたみこんだ後、必ず父兄の所持品の一部(オーバー、帽子、靴など)を会社が保管し、一度会社を出た父兄は、好むと好まざるとにかかわらず娘を会社につれ戻さねばならないようにし、さらにこれわと思う父兄には一杯呑ませにぎらせることを忘れなかった(全国蚕糸労働組合連合会「全蚕労連の歩み一第六輯」より)。

そして三日夜、組合側が「紀之衛温泉二階でほとんど布団もないまま午後一一時頃会議を終って休んだところ、それから間もない四日午前〇時半頃、突如会社の工場長以下町の愚連隊を含めた三〇数名の酒気を満面におびた男子と、父兄七名は「××子、親が来たぞ面会しに来い」という呼びかけで二階に飛びこんで来、「何が何んでも連れ帰えらなければならない」と、父兄は組合側及びその娘の話を聞くよりも早く髪を毛をもってひきずり廻すやら頬をなぐるやらの暴行によって連れ去り、自動車で会社に運びこんだ(全蚕労連の歩み一第六輯より)。父兄を使つての会社のこうした組合切崩し工作はその後連日のように続き、三日の午後寮内で八名、深夜紀之衛温泉で二名、四日電話による呼び出しで数名、五日組合闘争本部の市内長野屋旅館に父兄が来て一〇名、この夜女工さん一〇名脱出、六日脱出した一〇名のうち七名というふうに関連した。なかには、「五日の夜我が子を見つけるやいきなり殴りつけ、道路上に押しつけた一父親(群馬五〇才)も、六日組合幹部のはからいで娘さん(一五才)と別室で面会、「母ちゃん心配している、帰って家で働いてくれ」と泣いて説得、「もう少しがんばらせて…」と泣いてすぎる娘さんをとうとう連れ去った」(朝日一二・六一七付)という場面もあり、会社に軟禁されるもの、脱出して来て同僚と抱き合って泣くもの、悲しい表情で郷里につれ戻されるものが相ついだ。しかしこのような状態のなかにあっても女工さん達の団結は強かった。女工さん達は皆で郷里に手紙を送って、争議の意義を知らせ、会社の

デマに迷わされるなど訴えた。

拝啓

大変寒くなって参りました。お父さん、お母さん、お兄さんやお姉さんに最近の私達の生活をお知らせいたします。お正月を前にして私達の為に闘ってくれる松崎の労働組合員として今会社に対して退職金(お嫁に行くとき又は会社を止めたとき会社からもらう金)をもらう規定を作る為に要求を出しております。又正月のお小使(越年資金)をもらうことも一緒に要求しております。ところが会社は、こんな要求を出すのは、なまいきだーといって話し合い(団体交渉)をすることをこぼandoしております。それどころか私達の労働組合をこわす悪智恵をめぐらして会社の上役の人々は私達労働組合員に組合を止めろーといって来ました。つい二、三日前会社から酒やその他の方法で買収された人々が二〇人位来ました。しかしこの人々は、会社の上役の身内の人々や知り合いの人々が多いのです。

私達の労働組合は今一〇〇名余りおります。私達は会社と話し合い(団体交渉)をして解決したいーといく度もいく度も繰返して申入れをいたしましたーが会社は、話し合いを少しもしないばかりか私達の組合の悪口をいい始めました。私達はあまりのブジョクに我慢出来ずに一二月一日ストライキ(仕事を休むこと)を始めました。ところが二日になったらー会社は工場を閉鎖するーと通告(しらせ)をして来ました。そこで私達は又、話し合い(団体交渉)をしたいーと会社に申入れをいたしましたーが、サツパリ誠意を示してくれません。そこで三日に熊谷市民にこのことを広く訴えました(デモをした)。熊谷の市民はみんな私達に頑張れーと激励(はげまし)をして、目から涙を流していた人々もあります。又、松崎の社長は悪いやつだから徹底的にやっつけろーという人々が非常に多くおりました。

松崎の社長は今町の人々から憎まれています。幸い私達の労働組合が要求を獲得(とる)ために非常に多くの組合が応援に来ております。(中略)必ず私達の要求は通ります。どうぞ御心配なく、一日も早く解決が出来ますよう、私達の要求が通りますよう御支援、御指導を切に御願いたします。

最後に、会社は会社なりに私達を悪くいいます。家庭に会社の人達が行っても言うことを聞かないで下さい。私達は四〇〇万人の支援があるーので安心して闘っております。寒き厳しい折から、お父さん、お母さん、お姉さん、お兄さん、お身体大切に。土産をどっさりもって正月には帰ります。  
昭和二八年一二月四日

松崎製糸労働組合 従業員一同

各家庭の皆様へ

又、なかには家に連れもどされながらも両親を説得して組合に帰って来た女工さん(一八才)もあり、日が経つにつれて面会に来た父兄も争議の意義を理解して帰るものが多くなって行った。一方、松崎労組のこうした闘いの有様が全国に広まるにつれて、多くの同じ製糸工場の労働者をはじめ、労働者、主婦、学生など、あらゆる階層の人々による全国的な激励が組合に送られた。女工さん全員は七日、日本婦人大会(東京)へ出席して実情を訴え、八日には国会衆議院労働委員会で会社側による人権じゅうりんとう不当労働行為の実情を訴えた。そして衆議院労働委員会はこの問題を取り上げて調査を開始し、参議院法務委員が熊谷を訪れてこの人権じゅうりん、暴行事件を調査し、事件糾明を地検に申入れ、又労働省婦人少年局代表も来て父兄達と懇談するなど、手段を選ばぬ会

社のやり方に対する憤激は全国的に高まって行った。

こうした状勢のなかで労組と会社側との交渉は、一二月四日から地労委の斡旋によって行われ、九日の第三回斡旋における次のような地労委の提案によって一〇日夕刻ストライキと工場閉鎖が解かれ一とまず妥結するに至った。

〔記〕

本斡旋委員会は一刻も速かな現状解決を必要と認め、三者完全なる意見の一致において、次の事項を当事者双方に対し勧告申入れます。

- 一、組合はストライキを解いて職場に復帰し寮生は帰寮する。
- 二、会社は労調法第七條によるロックアウトを解く。
- 三、組合は生産増強に最善の努力をする。
- 四、会社は中根組合長及び教婦三名(松下悦子、小池ゆき、大田けさ子)の配置転換を撤回する。
- 五、年末年始休業の開始及び終了日、斡旋事項たる越年資金及び退職金規定に関しては地労委の斡旋を通じ速やかなる円満解決に努力する。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---